

1972年第98回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 5月6日(第17日目) 午前10時17分開議  
午後1時00分散会

2. 出席議員(17名)

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| 1番 伊 佐 徳次郎            | 2番 <del>徳 吉</del>      |
| 3番 大 川 正 雄            | 4番 天 久 盛 雄             |
| 5番 宮 城 正 光            | <del>6番 船 橋 仁 正</del>  |
| 7番 宮 城 仁 政            | 8番 又 吉 正 弘             |
| 9番 宮 里 敏 行            | 10番 比 嘉 守 盛            |
| 11番 安次富 盛 信           | 12番 崎 間 正 鶴            |
| 13番 棚 原 康 信           | 14番 仲 村 春 信            |
| 15番 山 本 朝 保           | 16番 <del>武 島 行 男</del> |
| 17番 <del>多和田 真一</del> | 18番 大 川 昇              |
| 19番 玉那覇 行 昭           | 20番 伊 佐 雅 仁            |
| 21番 比 嘉 義 定           | 22番 古 波 親 清次郎          |

3. 欠席議員(3名)

2番 断 徳 吉      16番 武 島 行 男  
 17番 多和田 真一

4. 議事説明員

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 市 長 崎 間 健一郎             | 助 役 沢 崎 安 一     |
| 収 入 役 兵 屋 好 永           | 給 務 課 長 多和田 真 一 |
| 住 民 課 長 知 念 和 夫         | 厚 生 課 長 伊 佐 友 誠 |
| 税 務 課 長 古 波 親 信 三       | 農 林 課 長 崎 間 政 光 |
| 商 工 振 興 課 長 棚 原 康 真     | 都 計 課 長 新 垣 信 栄 |
| 建 設 課 長 高 宮 城 昇         | 消 防 長 大 城 仁 幸   |
| 固 定 資 産 評 価 室 長 武 島 正 孝 |                 |

水道部長 仲村春盛      営業課長 廣里得弘  
会計課長 天久 実      工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男      庶務係長 照屋 毅  
議事係長 島袋真由      書記 仲村春夫  
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第17号)      1972年5月6日(土曜)

日程第1	(別紙添付)
日程第2	
日程第3	
日程第4	

第98回宜野湾市議会定例会事日程表(第17号)

1972年5月6日(土)午前10時開議

- 日程第1 議案第97号 1972年度宜野湾市、青区才入才出  
補正予算
- 日程第2 議案第91号 1972年度宜野湾市妻まん研究セ  
ンター特別会計補正予算
- 日程第3 議案第88号 1972年度宜野湾市水道事業会計  
補正予算
- 日程第4 議案第89号 1972年度宜野湾市一般会計補正  
予算
- 日程第5 議案第94号 宜野湾市税条例の全部を改正する条  
例について
- 日程第6 議案第95号 市税の特例に関する条例
- 日程第7 議案第96号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所  
有する軽自動車等に対する軽自動車  
税の特例に関する条例
- 日程第8 議案第87号 宜野湾市水道事業給水条例の全部を  
改正する条例について
- 日程第9 閉会中継続審査申出替(施設委員会)
- 日程第10 陳情第5号 沖縄国際大学誘致に伴う地主並びに基  
主に対する特別処置方について

議 長

从今から第98回宜野湾市議会定例会第17  
日目の本会議を開きます。  
(午前10時19分)

議 長

本日の日程は、日程表第19号のとおり進め  
てまいります。  
日程第1、議案第97号、1972年度宜野湾教  
育区入才出才補正予算を上程いたします。  
理事者の趣旨説明を求めます。

教育委員 長

1972年度の教育入才出才の予算を補正したい  
と思っております。補正予算を提出したいので、よろし  
くご審議願います。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

休憩いたします。(午前10時18分)  
再開いたします。(午前10時22分)

議 長

負担金について、減にしなければならぬと  
いう要請を受けたのはいつですか。

会計係

3月の初め頃迄思っております。

1 着

当局では2月に23パーセントの補正をしなければならぬと承わっておりますが、1万ドル余の補正減という見通しで(聴取不能)

会計係

取立の先のお話とも関連いたしましてが、文書を持ってくる日に3月はっきりして、そのときの文書では約20パーセントほどの政府の交付税が落ち込んできたので、留意の上予算執行をしてもらいたいという事で、4月で補正済に割当てはじめても減額に付る額の確定がなければ補正できず、そのために文書で照会いたしました。その程度という事で3月はっきりして、その減額に付る額、額の確定を知らせてもらいたいというふうに文書で照会いたしました。その文書に付しては交付税が確定したもので、交付税が増額に付れば又増可もできる。しかし、4月という事で額に付ては交付税が確定したもので、その間という事で、こちらとして付入して来る金が確定したために補正はできず、その額で割り切。

1 着

私が望んでいるのは、市の負担金の計に付てであり、全般的に付入して付て、市の負担

相金が補正前の額、41万ドルの約20ポイントが落ち込んでいることを教育委員会に指図してある訳でありながら、当然はつくりしていると思ふ訳であるが、これだけは41万ドルはあげられない、20ポイントを引いた額しか今年度は教育委員会に對してはできぬと説明しているからである。

会計係

先程申しあげたように、以前は親の確定は正として約23パーセントといたものが親の確定したのがこの前の議会の翌日であり、それより一週間位しかたっておりません。

1 着

(聴取不能) 後10日しかございません。10日しかない予算も補正あるということはもう決算に等しい補正予算であるという認識ある立場から賛同して下さる訳でございますが、(聴取不能)

教育委員長

先程、会計係の方から説明がなされたように、23パーセントの落ち込みがあること、なつてもりて執行していると言われたときにこの補正の必要があるんじゃないかというふうに話し合ったんですが、ご説明のように会計係がこの(聴取不能)の額が確定するまでという意味で遅くはなっておりませんが、今朝向近になってからの補正というのは、好ましくないと思っております。現在お便達の

状況は90パーセント位の執行に及びており、

1 着  
繰越を予定しておられませんが、昭和47年度一般会計への繰越金。

会計係  
現在の場合は、事業繰越以外はどの補正に及ぶ（聴取不能）

1 着  
3月の中旬以降の教育予算について執行についてはある程度20パーセントを削減し予算の執行を行なった訳で、

会計係  
これは23パーセント程度減らしたので、それを留意して執行してもらったというところでありますので、学校長がお集りに及びまして約20パーセント削減する予想で執行については当該款であります。

1 着  
及ぶ（聴取不能）

会計係  
9.900億91億とあります。

1 着  
わがりおし。質疑を終りす。

議 長  
休憩 - ありす。(午前10時34分)  
再開 - ありす。(午前10時35分)

8 着  
学校建築費の委託料500万の減について  
これはどういったおれですか。

会計係  
これは建築ではなく、施設関係の設計料  
を予定しておりましたが、この施設はストップして現  
年度は外注して設計したものがあつたので全額削  
つたおれです。

8 着  
(聴取不能)

会計係  
今年度に持ち越したものは勿論再計  
してあります。若天向中学校の体育館でありま  
す。これは予算も300万持ち越したおれです。

8 着  
更正予算とは関係ありません。



会計係

更正予算とは関係と言っておりますが、これには  
記入が残っている訳です。更正はしておりま  
せん。予算額から契約額の減った額だけを  
補正しております。

8 着

工甲費の方は中学校の体育館(聴取不能)

会計係

こちらに入っております。(聴取不能)  
先申し上げられたように、差額予算の予定と  
契約分の差額は補正しておりますが、その持  
ち越え方については政府からの指示があり、そ  
の予算残っております。不用額にしております。  
今年に限って例年のように事業繰越制度が  
ございせんためにこれは予算ではこのまま残  
して、その再計入款であります。

会計係

校舎更築ではございせん。

4 着

(聴取不能)

会計係

入園料は当初予算の場合利がこちらに計入  
しておりますことでありまして、入園料も全部  
4月には入りまわって、その来年度の予算は入園料

というものはございませんため、予算組む分に  
入園料はどれど入りまからず、それで予算の方  
でこれだけ余計入ることにやりますので、ふえて  
いる訳であります。

4 着

補正前の額は1,075ドルに対して97ドルの増  
になっておりますが、そうしますと現年度は27年  
分入るというわけであります。

会計係

いや、そうではございませぬ。

4 着

今、新学期には入っているんで(ら)、この分は  
とこへ

会計係

去年の4月は前年度に入っております。  
7月からであります。

19 着

才入 (聴取不能)

会計係

退職積立金 (聴取不能)

1 着

才出の9ページ、教育振興費の備品購入

費. 補正前の額は幾らでございませうか。

会計係  
(聴取不能)

議長  
議案第97号につきましては質疑を打切り、  
討論を省略し表決に付しなすと思っておりますが、  
ご異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議長  
ご異議ありませんか。議案第97号を表  
決に付します。  
原案の通り可決することに ご異議 ございませ  
うか。

( 異議なしと呼ぶ )

議長  
ご異議 ございませうか。議案第97号、19  
72年度真野湾教育区才入才出補正予算は  
原案の通り可決決定をいたしました。

議長  
休憩いたします。(午前11時9分)  
再開いたします。(午前11時20分)

議 長  
議案第91号、議案第88号、議案第89号。  
以上の案件は一括して議題といたします。  
3案件に対する質疑を許します。

議 長  
休憩いたします。(午前11時20分)  
再開いたします。(午前11時40分)

8 着  
(聴取不能)

農林課長  
お答えいたします。天候異変によりまして  
元々の予想よりも寒い状況であります。  
このために現在まで3月の下旬から4月にかけて  
天気が寒(な)り暑(な)りしております。この点か  
ら元々の予想よりも寒い状況であります。  
(聴取不能)

8 着  
例年よりも暑(な)い寒(な)いという事(こと)であつたとい  
うのを考(かん)え方(かた)ですか。

農林課長  
3月の下旬からは天気は相当変動があつた  
と見ております。

(聴取不能)

布 巻

何れも生物でござりますから、おかしや通  
りでござりますが、一応イタリア産の場合には  
在實際に成鱈にして出したばかりでござります  
して、一応（聴取不能）冬の場合には非常に  
成長の遅いものでござります。夏場になると普通  
一般のものに落ちるようであり、一応2ヶ月  
や3ヶ月から4ヶ月と思っております。本土産の場合  
も夏場は落ちると、成鱈と小魚との差がで  
るにござります。これは今後養鱈場の専門の方から  
聞きます。鱈を入れていると、小魚を入れている  
うにござります。これは大なる原因があると、本土の場合  
にも鱈を入れている場合には大体40パーセントはな  
いというふうな今の結果が出ております。  
このうにござりますに気をつけて鱈の場合には病気が  
あるようで、そして薬を入れた2、3日は止めま  
す。このうにござりますの場合には他のものを入水  
して鱈を成鱈には行かないというところを聞いてお  
ります。色々研究して今の専門家の話も  
総合して一応おたのめという結論は出ていると  
思っております。（聴取不能）

4 着

扱への方法詳しく説明願います。

農林課長

このうに貿易と中国とのLC開設について  
お聞きが、沖縄の場合その業者がござります。

4 着

LC同数は先払いで可、後払いで可。

農林課長

現場と直に。

4 着

後払いの方で可。

農林課長

可で可。50千円で8,000ドルで可。

1 着

2款1項1月の生産物売掛収入の現在までの予算額123,335ドルに対して33,000ドルの減に付いており可。差額は約30万-1千の見込で違てござる可。従今の質疑も見可。天候累変による33,000ドルの生産物の売掛の減のうにござる可。それ以外で可。天候累変での中在けの生産物売掛の減のうにござる可。議会議連承で可。

農林課長

これは、先にも市役がお話ござる可(可)に思を養つた。こういう面からも幾分かのその減は出た可(可)でもあり可。

1 着  
天候異変によることは、具体的に説明  
できずが、特に現場の担当課長として。

農林課長  
暑一場合の点でありすが、これにつきては  
は、ええぐえが悪くつてこれだけの減収に  
つた。管理面においても幾分かこれは出て  
たと思へすが、その点につてしてもこれに努  
めしてはなれぬが、こういう点が出た訳であり  
す。

1 着  
大体で53レウにございすが、ええぐえが悪  
くつた期間とその数量は存じませんが。

農林課長  
手紙調べておりました。

1 着  
その点は許可してあります。最初の課長の答  
弁は天候異変による33,000レウとつては納得  
いたしません。天候異変でかたづけられると迷  
いは、気をつけて下さい。終ります。

18 着  
出されておる資料から見ますと、60本も以外  
でなく、現在60本もが90,000近くござい  
す。それ以外の6A以降出荷、7月以降出荷と

すなわち、今の60本以上のうちには、歴年の今年中で出荷可能と計っております。

農林課長

この6月出荷としておりますは、この15本もが6月以降に出荷するとう考え方になっております。

18 着

この30本以上の全部出荷終了した場合にすなわち、何トンに付ります。

農林課長

大体、その検討をなさるまではそれについては、具体的にはもって付けません。

18 着

今、大体つくりに位にできる位がたかしくござります。これは何万位見て付りますか。

農林課長

3,000区位。

18 着

3,000区、これ以外は60本以上でござります。現在が池に入っております。

農林課長

これは、60本以上のものが付ります。



18 着

以上の計算からすると、この60本の以外に  
今年中に出荷をいつ11,000本に作る部では  
中。勘定した場合、66,000本ありです。これは  
自信もてますが、現在1本20本以上のうなぎ  
については今年中に出荷をいつ11,000本は十  
分見込められます。60本もの以外では  
66,000本以上ありです。66,900匹、2本を1キ  
ロという6本ものも勘定した場合に11,000本  
とあります。自信もてますが。

農林課長

予算は、外れて組まれてあります。

議長

議案第91号については、質疑を打切り、討  
論を省略いたしました。表決に付したと思っておりますが、  
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、表決に付します。  
議案第91号 1972年度富野湾岸養鰻研究セ  
ンター特別会計補正予算については、原案通り可  
決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、議案第91号については

原案の通り可決決定いたしました。

議長  
議案第88号については、質疑を打切り、  
討論を省略し、表決に付したと思っておりますが、  
ご異議ございませんか。

議長  
ご異議ありませんので、表決に付します。  
議案第88号、1992年度宜野湾市水道事業会計  
補正予算については、原案の通り可決あり  
とご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長  
ご異議ありませんので、議案第88号についで  
しては、原案の通り可決決定いたしました。

議長  
議案第89号、1992年度宜野湾市一般会計  
補正予算については、質疑を打切り、討論を  
省略し、表決に付したと思っておりますが、ご異議  
ございませんか。

議長  
ご異議ありませんので、議案第89号を表決  
に付します。  
議案第89号、1992年度宜野湾市一般会計補正

予算にのりては、原案の通り可決することに異議ありませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 二 異議ありませぬか。議案第87号は原案の通り可決することに決定をいたしました。

議長 三 次 議案第94号 宜野湾市税条例の全部を改定した条例、議案第95号 市税の特例に関する条例、議案第96号 アメリカ在米海軍隊の構成員等に所有する軽自動車等に對する軽自動車税の特例に関する条例について、以上の案件を一括して一括して採択を許すか。

議長 四 休憩いたします。(午後0時10分)  
再開いたします。(午後0時15分)

12 議長 議案第96号について、税務課長にお伺いいたします。特例に関する条例は、この特例を設けるに際してはどこのからのどからの指示がありませぬか。市独自の。

税務課長 違ひませぬ。これはついでに宜野湾だけでなく、向

うやらのアメリカ合衆国との行政協定によってであ  
れ、在米日本の特例でござりますが、これは準則とし  
て流すけれどもやっております。

12 着

根拠は行政協定に基づいて在米日本のほうけ  
れども、やはり地方自治法は地方自治の根本の  
何も外りませんが、新しい税金を設けることはた  
びごとでござる。特に税金の場合には根本の所  
しとおしな方が正しくなるとも思ふ訳であ  
りけれども、これは地方自治法第6条第2項に基  
くこと第1条に外りませんが、それには公益  
上、或はその他事由によつてと、その他事由に  
基くことのはやはり公益上、或はこれに示すし  
のほうで、それによつての理由に基く以外に  
は、税金の不均一課税はおもむくはなから  
ないかと思ふのであつた。課税上のご見解を伺  
たい。

税務課長

実はこれについては私も同様に様考してご  
ざつた。若うな西原先生の説明会でもその旨  
をお伝えいたしました。それですが、向うの政府と  
いれましては、あつても行政協定でさう  
おなれおなれで、こゝで私がさう言つても行政  
協定でおなれおなれで、そのことについてはどうも  
懸念を覚へて、さういふことでござらぬ。

12 着

確かに地方税法はと案2項とがと一うふう  
なことは概根拠にしてても日本国における各衆  
国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方  
税法の臨時特例に関する法律、これがあつたら  
ぬならばその選択の必要はありませぬ。こつう  
にておた。

税務課長

選択の条地と一うかつうかたの言葉はよく  
して、これは行政協定でなつておたので、私としては  
説明でござらせぬ。とつうことでもござらせぬ。

12 着

それじや、尚ほ深くお伺ひせつたが、これは説け  
たとしてもよつておた。

税務課長

これはどうも一うつておた。

12 着

どうも一うつておた。これはどうしておた。ご説明  
願つておた。

税務課長

これはどうも一うつておた。これはどうも一うつておた。  
は、とつう意見もござらせぬ。とつて、何回も  
申しあげたつた。これは行政協定でなつておた  
ので、せつたもどうも一うつておた。とつて、どうも一うつておた。

好んで支給がにいても私としておぼがっておられ  
せら。

12 巻

行政協定は国家間には拘束力なし。しかし  
地方自治法で拘束力あり。

税務課長

その点については私としておぼがっておられ  
これについては先般お話し申し上げた通り  
その不確定な要素も考慮するといふことで、行政  
協定として徴収の方法でおぼ。これにつ  
いても色々。

12 巻

徴収の特例に固執せずとも結構で  
しうけれども、税率があまりにも低いものに  
対して5分の1位にあり得る。

税務課長

どういふことか。

12 巻

来年からは一般の国民、県民は1,200円、200  
円とあるとある。7分の1弱に存在する  
おぼ。その間の課税というものは一種類で分け  
ればなるまい。このうち地方税法第6条2  
項に拘束されることは行へないが、これ  
が益にあり得る。税金が不均衡を通じつ

でここにありても条項は公益上その他の事由  
に於てこのようなる不均衡な也、外人は津税  
人の9分の1の税金でいいであり、地方自治は  
あくまでも法人であらう。特例設けなければ  
どうなりませうか。

税務課長

そのへん、高度のことについては不本意ながら  
和もわかっておりませうか。

12 着

これは文書でどこから来ておりませうか。特例を  
設けるという事は、

税務課長

地方課がです。

12 着

これは許せばせしむ、その方が考へでは、以上  
です。

議 長

休憩いたします。(午後0時21分)  
再開いたします。(午後0時26分)

議 長

議案第94号について、質疑を打ち切り  
討論を省略し表決に付したいと思っておりますが、ご異  
議ございませんか。 . . . . .

議 告

ご果議ごさいせらへて 表決に付し奉。  
議案第94号 宜野湾市税条例の全部を改正する  
条例については、原案通り可決あることにご果  
議ごさいせらへた。

(果議なしと呼ぶ)

議 告

ご果議ごさいせらへて、議案第94号は原案  
通り可決決定いたし奉。  
議案第95号 市税の特例に関する条例につ  
きましては、質疑を打切り、討論を省略し、表  
決に付し奉。ご果議ごさいせらへた。

議 告

ご果議ごさいせらへて、議案第95号につ  
いては表決に付し奉。  
議案第95号 市税の特例に関する条例に  
ついては原案通り可決あることにご果議ごさい  
せらへた。

(果議なしと呼ぶ)

議 告

ご果議ごさいせらへて、議案第95号は原案  
通り可決決定いたし奉。



議 語  
議案第96号に付しては、質疑と打切り討論を省略し、表決に付しむと思ふが、ご異議ごありませうか。

議 語  
ご異議ありませうので、議案第96号に付しては表決に付し可。  
議案第96号は原案通り決するごに、ご異議ごありませうか。

(異議なしと呼ぶ)

議 語  
ご異議ありませうので、議案第96号、アメリカ合衆国軍隊の構成員等に所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に因する条例に付しては、原案通り可決決定いたし可。

議 語  
日程第8、議案第87号を再び議題とし、本案に対して質疑を許し可。

議 語  
休憩いたし可。(午後0時29分)  
再開いたし可。(午後0時30分)

19 議 語  
工事費用との関連で質疑いたし可と思ふが、

現在の給水条例、これまでもわが市に一地域に  
一水道というものが水道部長より、又は学  
業課長から説明されておりましたが、普天間水道の  
買収については市民需要者との間に互いの問題  
解決が見られておりました。それで、そういうことも  
考慮していく場合に、その工事費というものが  
市民需要者にとっては問題になっておられるに  
おぼつかうかというふうになっておりました。つい最近、  
昨日のことからですが、一部地域に於てこの普天  
間水道が断水としておりました。そして、市議会  
の中で一日ありて市の責任で断水はさせない  
かというふうな協議会の中で答弁がなされてお  
りました。その事実について知っておりました。昨日  
断水しておりました。

### 水道部長

お答えいたします。カホトポンプの故障にか  
て断片的に断水していることは聞いてお  
りますが、昨日の件は聞いておりました。

### 19 着

(用) 一、二日程度であらう。一応は、

### 水道部長

断片的に断水している件は前の方で聞いてお  
りますが、昨日の件は聞いておりました。

### 19 着

・新. 市のものをとして、昨日のことです。一週内前から

203  
このようにしてある訳では。

水道部長

昨日の件は聞いておりません。断片的に1時間とか半時間とかというのを断水が有るという件は有つと前に聞いております。しかし、昨日の件は聞いておりません。

19 着

この断水してあとには汚染の点もあるというふうにおどおどい私の質問に対して、この検査も必要だということがこの条例の中に出てきておりますが、そういう汚染調査もやりませんが、この週間の中に、

水道部長

これはやっております。これは常天同水道の場合にはまだ引継いでおりませんので、向うの水の水質は厚生局、保健所有りの管轄でございまして、私達がその水質がどうかどうかという事はできません。

19 着

権限外のことですか。

水道部長

権限外でございませぬ。

19 着

これは給水条例との関連でであらね。もしも  
ラウ汚染をしたら、又は断水をした場合  
には、市の水道管理者としては指導助言はでき  
ない部であらね。認極になる部であらね。

水道部長

指導助言はできるがそれだけにとりま  
り、権限としては今のところでも保健所の管轄  
でございまして、この給水条例は市の条例でござ  
いまして。

19 着

それから、前の会議の答弁と矛盾してござい  
ます。答弁はございまして、一日でも断水をさせない  
措置をとるといふことが去年3月30日であらね。4月  
1日からの問題がございまして、一日でも断水をさせない措  
置をとるといふことを答弁はございまして、ど  
れとの関連でございまして、最近、断片的でもいふ部であ  
らね。断水をしない期日についてであらね、ど  
れかの部であらね。或いはどの方の指導助言を  
ございまして。

水道部長

前にございまして申しあげたのは、つまり4月1日  
を期して完全に市の方に移すというのを目標に  
掲げた時点に対する4月1日に打切られる場  
合にはこの話がスムーズにございましていかに  
向うが完全に営業放棄とございまして、この場  
合にはこの返事で

ごをいまして、今のところは私達からやるか、公  
 頭でもいかりしてもらいたいという事は言え  
 る訳ですが、これを公頭が取って、公頭取って公  
 頭部です。これを私達が向こうが完全に放  
 棄していただく場合にはやをせえやとやらと  
 いけやせいけれども、常業としていふ以上は今の  
 ところ監督権は保便所にございまして、私達に  
 はない部です。その点は必ず了解願いたいと思  
 います。公頭取って公頭部です。その4月10を  
 期にっつり市に移すというふうなことから考へ  
 場合には勿論私達としても後の責任がある  
 部分部ですが、今のところは公頭つり部があ  
 ったことが公頭部というふうなものも当然話  
 が出てくる部ですが、引を継いでいる関  
 係で指導権自体が及ばない部です。それは  
 行えがかりにもありまして、同じ人道上から見ま  
 しても、もつていかりしと、これは文書でもその今  
 度の問題は早く解決するほうに、公頭前向うで  
 やってもらうという事は文書でも出して、公  
 頭でもやっております。今のところは公頭だけしか  
 ない部です。

議 長  
 休憩いたします。(午後0時37分)

休憩中に陳情第3号についての建設部報告  
 51年度同報告がなされる。

議 議  
再開の如し。(午後0時47分)

議 議  
議案第87号に付しては、質疑の段階で  
継続審議としておきたいと思ふが、ご異  
議ございませんか。

議 議  
ご異議ありませんで、議案第87号は継続審  
議といたします。

議 議  
日程第9、閉会中継続審査申出番について  
議案といたします。  
ア、リ、トをお配りしてござりますので、朗読を  
いたします。

議 議  
休憩いたします。(午後0時49分)  
再開いたします。(午後0時49分)

議 議  
本件に付してはこれを認めますことにご異  
議ございませんか。

(異議ありません)

議

ご異議ありませうかと、本件は認めらるゝことに決まらうかと。

議

日程第10、陳情第5号、神純国際大学誘致に伴う地主並みに地主に對する特別措置方の陳情についての上程の件、本案について事務局として朗読をせうと。

議

休憩の件、(午後0時50分)  
再開の件、(午後0時53分)

議

本件はつたしては総務常任委員会に付託し、審査の方法は継続審査をせうとせうと思はうかと、これにご異議ありませうかと。

議

ご異議ありませうかと、左様決まらうかと。(うん)

議

休憩の件、(午後0時54分)  
再開の件、(午後0時59分)

議

お諮りせうかと、本案は例年、3月24日、

本日までに可決ありし各条件については、  
その条項、字句等、その他整理を要するものにつ  
いては、その整理を議長に委任しんことを思ひま  
す。これら公案議決ありしが。

( 案議決しと呼ぶ )

議 長

公案議決ありしもの、以下、条項、字句、其  
その他整理については議長に委任することを  
決定せしめしむ。

議 長

以上をもちいて、本日の全日程が終了せし  
められた。これをもちいて終了とせしむ。可。  
なお、次の本会議は明後日、5月8日(日曜  
日)午前10時から一般質問を行なう。

議 長

散会せしむ。(午後1時)